

令和4年11月

お客さまへ

奈良中央信用金庫

「キャッシュカード振込の一部利用制限」の対象年齢引下げについて  
(振り込め詐欺防止対策)

いつも奈良中央信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、現金を振り込ませる「還付金詐欺」を防止するため、平成29年より条件を満たす70歳以上のお客さまに対して、キャッシュカード振込の一部利用制限を実施してまいりました。しかしながら、60歳代後半のお客さまに同様の被害が拡大してまいりました。

当金庫では、こうした被害を防止するための対応として、県警本部とも協議した上、下記のとおり、「キャッシュカード振込機能の一部利用制限」の対象年齢の引下げを実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

1. 対応の内容

**次のお客さまは、キャッシュカードによる振込ができなくなります（振込限度額を『0円』とさせていただきます）。**

(1) 対象となる口座

① 65才以上、かつ

② 3年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない口座

(2) 開始時期

令和5年1月10日（火）より

(3) 上記の口座からキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。

(ご持参物)

通帳、キャッシュカード、お届出印、本人確認書類

(4) 対象振込不能の通知方法

対象振込は、振込操作後の『ご利用明細』にて、振込できない旨をお知らせします。

(記載内容)

「E-1591 お取扱いできません。取引店にお問い合わせください。」

なお、キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は従来通り可能です。

以上



# お知らせ




詐欺被害を防止するためキャッシュカードによる  
ATM 振込のご利用を制限させていただきます。

奈良県内の3信用金庫は、キャッシュカードを騙し取る  
「カード詐欺」や「還付金詐欺」等が急増していることから



**詐欺被害を防止するため、これまで70歳以上の対象者に行っていた  
ATM 振込のご利用制限を65歳以上に引下げさせていただきます。**

これは、お客さまの大切なご預金をお守りするために実施するものであり、  
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

対象となる口座	65歳以上のお客様で、過去3年以上キャッシュカードによる ATM 振込をご利用されていない口座については、キャッシュカードによる ATM 振込のご利用を停止させていただきます。		
変更日	 奈良信用金庫 令和5年 1月20日(金)より	 大和信用金庫 令和5年 1月10日(火)より	 養中央信用金庫 令和5年 1月10日(火)より
その他	対象口座をお持ちのお客さまがご利用を希望される場合は、 営業時間内に窓口にお申し付けください。 (詳しくは各信用金庫へお問い合わせください。)		

奈良県信用金庫協会は、奈良県警察と連携し、“詐欺被害”の防止に努めています。



奈良県信用金庫協会



奈良県警察

※詳しくは各金庫の窓口または渉外担当者までお問い合わせください。